

電気需給約款

(高圧、特別高圧)

2025年11月1日

InCommodities JP 合同会社

電気需給約款目次

I 総 則	1
1. 適用	1
2. 定義	1
3. 単位および端数処理	2
4. 計量に関する取扱い	2
5. 実施細目等	2
II 契約の締結	3
6. 需給契約の申込み	3
7. 契約の要件	3
8. 需給契約の成立および契約期間	3
9. 需要場所	3
10. 需給契約の単位	3
11. 供給の開始	4
12. 供給の単位	4
13. 需給契約書の作成	4
14. 常時供給電力	4
15. 予備電力	5
16. 自家発補給電力	5
III 契約種別および料金	7
17. 市場連動型	7
IV 料金の算定および支払い	7
18. 料金の適用開始の時期	8
19. 料金の算定期間	8
20. 使用電力量等の計量	8
21. 料金の算定	8
22. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	9
23. 料金その他の支払方法	9
24. 保証金	9

25. 適正契約の保持	10
26. 力率の保持	10
27. 契約電力超過金	10
28. 需要場所への立入りによる業務の実施	10
29. 電気の使用に伴うお客様の協力	11
30. 用地確保等の協力	11
31. 施設場所の提供	11
32. お客様の電気工作物の使用	11
33. 調査および調査に対するお客様の協力等	12
34. 保安等に対するお客様の協力	12
35. 一般送配電事業者等との協議	13
36. 需要情報の通知	13
37. 供給の停止	13
38. 供給停止の解除	14
39. 供給停止期間中の料金	14
40. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	14
41. 違約金	14
42. 損害賠償の免責	14
43. 不可抗力	15
44. 設備の賠償	15
VI 契約の変更および終了	15
45. 需給契約の変更等	15
46. 名義の変更	16
47. 需給契約の廃止	16
48. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算	16
49. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	16
50. 解約等	17
51. 需給契約消滅後の債権債務関係	17
VII 工事および工事費の負担金	17

52. 供給設備の工事費負担	17
VIII その他	18
53. 準拠法	18
54. 管轄裁判所	18
55. 電気需給約款の変更	18
附 則	20
別 表	21

I 総 則

1. 適用

この電気需給約款〔特別高圧/高圧〕（以下「この需給約款」といいます。）は、一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して高圧で電気の供給を受けるお客様に対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2)特別高圧

標準電圧 20,000 ボルトをいいます。

(3)供給地点

当社が、一般送配電事業者等から、お客様に電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(4)供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(5)契約電力

お客様が契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(6)常時供給電力

お客様に常時供給する電気をいいます。

(7)自家発補給電力

当社が供給する電気とお客様が所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客様が所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に充てるために、当社がお客様に供給する電気をいいます。

(8)予備電力

お客様の常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に充てるため予備電線路により供給される電気をいい、以下の 2 種類があります。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なる電圧で供給を受ける場合

(9)消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税ならびに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表に定めるものをいいます。

(11) 最大需要電力

お客様の使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、一般送配電事業者等がお客様の需要場所に設置する記録型計量器（以下「計量器」といいます。）により計測される値をいいます。

(12) 接続供給契約

当社がお客様に電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者等と締結した接続供給に係る契約をいいます。

(13) 記述供給等約款

接続供給契約の内容を定める一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(14) 力率

供給地点ごとに、その1月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。）をいいます。

(15) JEPX

電力の現物取引および先渡取引を仲介する一般社団法人日本卸電力取引所のことをいいます。

3. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が500キロワット(kW)未満のときで、算定された値が0.5キロワット(kW)未満となるときは、契約電力を1キロワット(kW)とします。

(2) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

4. 計量に関する取扱い

(1) 計量方法

お客様が使用された電力量および最大需要電力は、計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量します。

(2) 計量不能の措置

計量器の故障等により電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、お客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議により計量した値とします。

5. 実施細目等

(1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

(2)この需給約款に定めのない事項は、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6. 需給契約の申込み

(1)お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、年間使用予定量、発電設備、蓄電設備、業種、用途、使用開始希望日、希望使用期間、連絡体制および料金の支払方法等

(2)お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 契約の要件

お客様に当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者等の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客様には法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者等の定める託送供給等約款における需要者にかかる事項および系統連携技術要件を遵守し、一般送配電事業者等からの給電指令に従っていただきます。

8. 需給契約の成立および契約期間

(1)需給契約はお客様と当社との間で需給契約書を締結した日に成立いたします。

(2)契約期間は、次によります。

イ 契約期間は需給契約が成立した日以降、料金適用開始の日から1年目の日までを最低の単位といたします。

ロ 契約期間満了日の3ヵ月前に先だって、お客様または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9. 需要場所

(1)1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、この場合、構内とは、柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは独立した建物をいいます。

(2)隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

(3)対象建物（1建物の一部である場合を含む。）を一般送配電事業者等において1需要場所と定める場合は、(1)にかかわらず、当社においても同様の取扱といたします。

10. 需給契約の単位

当社はお客様の希望に応じて、1法人または1需要場所について、1需給契約を結びます。

11. 供給の開始

- (1) 当社は需給契約の内容で合意に達したときには、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給契約で定めた需給開始日から電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地事情等のやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は特別の事情がない限り、1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13. 需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

14. 常時供給電力

(1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

イ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合の契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。ただし、契約電力の値の妥当性については一般送配電事業者等による事前の確認を必要とします。

ロ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合、「1月」の契約電力は、以下の場合を除き、当該「1月」の最大需要電力と当該「1月」の前「11月」の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客様が新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降「12月」の期間に限り、各「1月」の契約電力は、当該「1月」の最大需要電力と当社からの供給開始の日以降当該「1月」の前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

(ロ) 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

(ハ) 需要場所における受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降「12月」の期

間の各「1月」の契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客様と当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を減少された日以降「12月」の期間で、当該「1月」の最大需要電力と契約電力を減少された月から当該「1月」の前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

なお、上記(イ)によって契約電力を決定するお客様については、以下「協議制のお客様」といい、(ロ)によって契約電力を決定するお客様については、以下「実量制のお客様」といいます。

(2)料金

この需給約款の「III 契約種別および料金」ならびに需給契約書に定めるとおりとします。

15. 予備電力

(1)契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客様に特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

(2)料金

この需給約款の「III 契約種別および料金」ならびに需給契約書に定めるとおりとします。

16. 自家発補給電力

(1)契約電力

イ 自家発補給の契約電力は、お客様の発電設備容量を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものとします。

ロ お客様の自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができます。

(2)料金

需給契約書に定めるとおりとします。

(3)定期検査・定期補修の取扱い

お客様が実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客様と当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の1カ月前に再協議してその時期を確認し、お客様は実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者等の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客様と協議させていただきます。

(4)自家発補給電力の使用

イ 使用の通知

お客様が自家発補給電力を使用する場合は、お客様は、その使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、お客様は、自家発補給電力の使用開始後、すみやかにその使用開始時刻と使用休止時刻を当社に通知するものとします。

ロ 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客様の最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客様の最大電力が前「11月」の最大電力以下の場合は、上記イにかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

(5)自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は以下のイ、ロによる場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力を当該「1月」の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、当該「1月」の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値と当該「1月」の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいざれか大きい値といたします。

イ 協議制のお客様について、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(イ)ないし(ハ)によるものとします。

(イ) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{総需要の最大需要電力} - \text{常時供給電力の契約電力}$$

(ロ) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

(ハ) 超過の原因が明らかでない場合

$$\begin{aligned}\text{自家発補給電力の最大需要電力} &= \text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力} \\ &\quad / (\text{常時供給電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力})\end{aligned}$$

ロ 実量制のお客様について、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値を当該「1月」の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

(6)自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は以下のイないしハにより算定するものとします。

イ 自家発補給電力の使用電力量 = 自家発補給電力の使用時間中の使用電力量

$$- (\text{基準電力} \times \text{自家発補給電力の使用時間})$$

なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客様と当社との協議で定めた以下(イ)ないし(ハ)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不適当と認められる場合は、別途両者による協議で定めるものとします。

- (イ) 自家発補給電力使用の前「1月」または前年同「1月」における常時供給分の平均電力
 - (ロ) 自家発補給電力使用の前「3月」間における常時供給分の平均電力
 - (ハ) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力
- 口 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、上記イに定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。
- ハ 上記イおよびロにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。

(7)その他

- イ 当社は必要に応じてお客様から電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- ロ 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

III 契約種別および料金

17. 市場運動型

(1)適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、お客様に特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することができます。

(2)料金

- イ 料金は、需給契約に定める JEPX 調達料金、当社マージンおよび託送料金（託送基本料金および託送電力量料金の合計額をいいます。）、ならびに別表に定めた方法にて算出される、再生可能エネルギー発電促進賦課金および容量拠出金相当額の合計といたします。なお、お客様が契約電力を超えて電気を使用された場合は、27（契約電力超過金）に定める金額を申し受けます。また、別途当社とお客様との間で取り決めがある場合、それに従うものとします。
- ロ 需要場所の負荷の力率が 85% を下回る場合は、その下回る 1%につき託送基本料金を 1%割増し、力率が 85% を上回る場合は、その上回る 1%につき託送基本料金を 1%割引いたします。

IV 料金の算定および支払い

18. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合、およびお客様の責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

19. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定められている計量期間とし、原則として前月の計量日（当社があらかじめお客様にお知らせする電力量または最大需要電力等が計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

20. 使用電力量等の計量

- (1)使用電力量は、託送供給等約款等に定めるお客様の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量とし、計量器により供給電圧と同位の電圧で30分単位で計量いたします。
- (2)料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (3)料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、料金の算定期間の夜時間の使用電力量は、料金の算定期間の使用電力量から夜時間を除く時間帯別の使用電力量の合計を差し引いた値といたします。
- (4)当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客様にお知らせいたします。
- (5)計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則として託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

21. 料金の算定

- (1)料金は次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客様の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2)料金は、需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。
- (3)(1)イ、ロ、ハの場合、基本料金（託送基本料金を含み、以下同様とします。）に関しては日割計算をいたします。算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。

(4) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

(1)お客様の料金の支払義務が発生する日は、原則として当該月末日といたします。ただし、20（使用電力量等の計量）(5)の場合は料金の算定期間の使用電気量、または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、需給契約が消滅した場合は消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行つた場合は、その日といたします。

(2)お客様の料金の支払期日は、下記のお客様にイからチの事由が生じた場合を除き、支払義務発生日の「翌月 20 日」といたします。なお、支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれその後の最初の営業日といたします。

- イ 監督官庁より営業取消し、停止等の処分を受けた場合
- ロ 支払停止または支払不能の状態に陥った場合
- ハ 電子交換所または電子債権記録機関から不渡報告もしくは支払不能通知または取引停止処分を受けた場合
- ニ 差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申立を受けた場合
- ホ 財務状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由がある場合
- ヘ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立を受け、または自らこれらの申立をした場合
- ト 会社の解散を決議した場合
- チ その他前各号に準じるような需給契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

(3)お客様が(2)イからチまでに該当する場合は、お客様は期限の利益を喪失し、即日に支払期限が到来いたします。

(4)お客様が(2)イからチまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客様がその事由に該当しなかつたものとみなします。

23. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

24. 保証金

- (1)当社は供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 カ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2)保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
- (3)当社は需給契約が消滅した場合、または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかつた場合には、保証金およびその利息をお客様の支払額に充当することができます。

(4)当社は保証金について利息を付けません。

V 使用および供給

25. 適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客様は、その求められた内容にしたがい、すみやかに需給契約を適正な内容に変更していただきます。

26. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持していただきます。
- (2) 技術上必要がある場合、当社はお客様に対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

27. 契約電力超過金

(1)契約電力が 500 キロワット以上のお客様が契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に託送基本料金単価を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約電力超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。なお、契約電力超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

(2)(1)の場合、当社はお客様と協議の上、翌月以降の契約電力を適正に変更し、また当該変更に応じて基本料金を変更できるものとします。

28. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内的一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (3) 34（保安等に対するお客様の協力）によって必要となるお客様の電気工作物の検査等の業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者等の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

(6) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

29. 電気の使用に伴うお客様の協力

(1) お客様の電気の使用が、以下の原因等で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客様の負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イからニに準ずる場合

(2) お客様が発電設備を一般送配電事業者等の供給設備に接続して使用する場合も、(1)に準ずるものとします。

(3) お客様が電気設備を一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、一般送配電事業者等の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘査して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

30. 用地確保等の協力

お客様は、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

31. 施設場所の提供

以下の場合において、一般送配電事業者等から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客様が求められた場合、および当社が必要に応じお客様の電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客様に求めた場合にはお客様はそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

- (1) お客様（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客様を含みます。）のみのためにお客様の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

32. お客様の電気工作物の使用

お客様は、以下に掲げるお客様の所有物については、一般送配電事業者等が、無償で使用することを承

諾いたします。

- (1) お客様の負担でお客様が施設した付帯設備（お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- (2) お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- (3) お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備
 - イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - ハ その他イまたはハに準ずる設備
- (4) お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- (5) 一般送配電事業者等が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

33. 調査および調査に対するお客様の協力等

- (1) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者等、または一般送配電事業者等が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者等または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾をえてお客様から電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客様は、一般送配電事業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

34. 保安等に対するお客様の協力

- (1) 以下の各号の場合には、お客様は当社および一般送配電事業者等にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - イ お客様の需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客様が認めた場合
 - ロ お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客様が認めた場合
- (2) お客様が一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、一般送配電事業者等の求めに応じてその内容を変更していただ

きます。

- (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と一般送配電事業者等とで協議していただきます。
- (4) 供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物については、一般送配電事業者等が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

35. 一般送配電事業者等との協議

お客様は、一般送配電事業者等が、託送供給等約款の実施上、お客様との協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者等と協議をしていただくことがあります。

36. 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客様に対して電気の使用実績その他の必要な情報の開示をお願いすることがあり、お客様は当社の求めに応じてこれらの情報の開示を承諾するものとします。

37. 供給の停止

- (1)お客様が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者等により、お客様にあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様が需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - ハ 一般送配電事業者等以外の者が需要場所における一般送配電事業者等の供給設備とお客様の電気設備との接続を行った場合
- (2)お客様が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者等から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客様に対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者等により電気の供給の停止が行われることがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ハ 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客様が本約款において、一般送配電事業者等の求めに応じること、一般送配電事業者等に権限を付与することもしくは一般送配電事業者等に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者等に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
 - ニ 29（電気の使用に伴うお客様の協力）(1)(2)によって必要となる措置を講じない場合
 - ホ 29（電気の使用に伴うお客様の協力）(3)に反してお客様が一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続した場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者等から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客様に対し、25（適正契約の保持）に基づく一般送配電事業

者等の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客様が、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者等により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

(4) 本条によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者等により、一般送配電事業者等の設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

38. 供給停止の解除

前条によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消したときは、一般送配電事業者等による電気の供給が再開されます。

39. 供給停止期間中の料金

電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50%相当額を停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客様より申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

40. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

(2) 前項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

41. 違約金

(1)お客様が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

(2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

42. 損害賠償の免責

(1)託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、ま

た、お客様の料金その他の債務の減免を行いません。

- (2) 一般送配電事業者等の責めに帰すべき事由によりお客様が損害を受けた場合、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客様が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

43. 不可抗力

- (1) 当社が、当社の責めに帰すべき事由によらず、当社の予測不能かつコントロール不能な事由（以下「不可抗力事由」という。）の発生により需給契約の全部または一部の履行が困難となった場合、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客様の料金その他の債務の減免を行いません。なお、不可抗力事由には以下の掲げる事由であって上記の定義に該当するものを含みますが、これに限られません。
 - イ 風水害、渇水、地震、落雷等の天災地変
 - ロ 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
 - ハ 法令の制定または改廃
 - 二 行政機関による命令、処分、指導その他の公権力の行使
 - ホ 連系線制約、系統利用ルール等に定める不可抗力事由の発生
 - ヘ 一般送配電事業者等の給電指令または同様の措置
 - ト 一般送配電事業者等の系統事故等により託送供給等が履行されない事態
 - チ JEPX が運営する電力取引市場の利用不能
- (2) 不可抗力事由の発生により需給契約の全部または一部の履行が困難である状況が 1 カ月経過しても解消されなかった場合、当社は、需給契約を解約することができるものといたします。

44. 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社および一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1)修理可能の場合修理費
- (2)亡失または修理不可能の場合帳簿価格と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

45. 需給契約の変更等

- (1)需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客様が需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものとします。
- (2)お客様が契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不適当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

46. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

47. 需給契約の廃止

(1)お客様が当社との需給契約を廃止しようとされる場合は、廃止期日の3ヵ月前までにお申し出いただきます。なお、当社は、原則としてお客様から通知された廃止期日に当社の設備、またはお客様の電気設備において、供給を終了させるための適切な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

(2)需給契約は、50（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができる場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(3)42（不可抗力）または50（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

(4)お客様が(1)の規定により供給開始日以降、契約期間満了日（自動更新の場合はその更新された契約期間の終期）に満たずに需給契約の廃止を行う場合、または当社が50（解約等）によって供給開始日以降、契約期間満了日（自動更新の場合はその更新された契約期間の終期）に満たずに解約を行う場合には、以下の算式にて算定される金額を中途解約手数料として申し受けととともに、当社が電気の需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費を申し受けます。

需給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量×当社マージン単価×契約期間の残余日数

(5)お客様が(1)の規定により需給契約の廃止を行う場合、または当社が50（解約等）によって解約を行う場合には（供給開始日以降1年以内の解約に限られない。）、前項の中途解約手数料に加えて、48（受給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算）および49（需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算）の規定する精算金を申し受けます。

48. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客様が契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客様が契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき一般送配電事業者等から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客様より申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

49. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客様が電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社がお客様に電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客様より申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

50. 解約等

- (1)電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は需給契約を解約することがあります。なお、当社は、本契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、お客様に対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②お客様が希望される場合には電気を供給することが義務付けられている一般送配電事業者等から電気の供給を受けることができるることを説明いたします。
- (2)お客様が、47（需給契約の廃止）(1)による通知をされないでその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。
- (3)お客様が下記に該当した場合には、当社はいつでも解約することができるものといたします。
- イ 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
 - ロ お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客様がその他この需給約款に反した場合
 - ヘ 監督官庁より営業取消し、停止等の処分を受けた場合
 - ト 支払停止または支払不能の状態に陥った場合
 - チ 電子交換所または電子債権記録機関から不渡報告もしくは支払不能通知または取引停止処分を受けた場合
 - リ 差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申立を受けた場合
 - ヌ 財務状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由がある場合
 - ル 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立を受け、または自らこれらの中止をした場合
 - ヲ 会社の解散を決議した場合
 - ワ その他前各号に準じるような需給契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

51. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 工事および工事費の負担金

52. 供給設備の工事費負担

- (1)お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者等より工事費等の負担を求められた場合には、当社は、お客様よりその負担金を申し受けます。
- (2)電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始にいたらないで需給契約を廃止または変更される場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者等より費用の負担を求められた場合には、当社は、お客様よりその負担金を申し受けます。

VIII その他

53. 準拠法

需給契約（この需給約款を含む。）に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

54. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

55. 電気需給約款の変更

- (1)一般送配電事業者等が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、当社が負担すべき容量拠出金、当社の需要に占めるお客様の需要の割合その他容量拠出金相当額単価に反映すべき数値に変動があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4の規定に基づき、この需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後のこの需給約款の内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイトに掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの需給約款によります。
- (2)この需給約款その他の供給条件（以下「この需給約款等」といいます。）の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客様は、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客様との契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ハ 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。
- (3)お客様と当社との間で需給契約が成立した場合、この需給約款等に関する供給条件を記載した書面につ

いては、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客様に交付するものとし、お客様は、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

附 則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、2025年11月1日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に定める政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

また、お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出いただきます。

2. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、当社が定める容量拠出金相当額単価に使用電力量を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額単価は、電力広域的運営推進機関から当社に対して容量拠出金の支払対象年度の前年度に通知される支払対象年度の容量拠出金仮請求額（年間総額）を当社の支払対象年度における想定供給電力量で除し、必要な調整を行って算定するものとし、次年度に適用される単価を毎年4月に（ただし、この需給約款の実施期日が属する年度に適応される単価は、実施期日に）当社ウェブサイトでお知らせするものといたします。